

今年度の確定申告の 注意点・変更点など

予約制に伴う注意点

- 相談窓口の数には限りがあります。予約状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
- 相談時間は1件30分となります。事業所得などの収支内訳書、医療費控除明細書は事前に作成し持参してください。作成されていない場合は、申告を受け付けできません。なお、収支内訳書は、1月中旬以降に市役所（両庁舎）に取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードできます。
- 予約せずに来庁された場合は、予約を取っていただき、再度、予約時間に来庁していただきます。
- 予約時間の5分前には、会場にお越しください。また、予約時間を10分過ぎても来庁されない場合は、キャンセル扱いとします。

市民税・県民税申告書作成支援システムを導入しました

2月上旬から、市ホームページ（下記QRコード）で市民税・県民税申告書が作成できるようになります。画面の指示に従って必要事項を入力するだけで、市民税・県民税申告書が作成できます。また、令和3年度市民税・県民税の仮計算もできます。

作成した申告書を印刷し、関係書類を添付して税務課にご提出ください。なお、申告書を電子データで提出することはできません。ご自分が市民税・県民税の申告なのか、所得税の確定申告なのか、不明な方は、確定申告のお知らせ内の申告フローチャート（本紙21ページ）で判断してください。



市・県民税
申告作成支援
システム

新型コロナウイルス感染症 関連給付金について

新型コロナウイルス感染症対策として支給された給付金について、申告する必要がある場合がありますのでご注意ください。下記のもは一例ですので、ご不明な点は土浦税務署（☎029 - 822 - 1100）または税務課にご確認ください。

- 申告の必要がないもの（非課税所得）
→1人10万円の特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯応援金など
- 申告の必要があるもの（課税所得）
→持続化給付金、感染拡大防止協力金、雇用継続支援事業助成金など

自主申告・電子申告による 申告にご協力ください

申告会場の混雑を避けるため、パソコンやスマートフォンを使っての電子申告などによる申告にご協力ください。「国税庁ホームページ」から確定申告書の作成ができます。ご自分で作成した確定申告書は、印刷し郵送で提出することができます。

また、マイナンバーカードやID・パスワードを使えば、確定申告書を電子送信することもできます。詳しくは「国税庁ホームページ」をご覧ください。（国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>）【スマホ申告のお問合わせ】e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）

申告会場における新型コロナ ウイルス感染症対策

- 受付時の検温、手指の消毒、申告会場内でのマスク着用、必要最小限の人数での来庁にご協力をお願いします。37.5℃以上の発熱がある方や検温を拒否された方などは入場をお断りします。
- 申告当日に、発熱や咳などの体調不良がある場合は、予約専用ダイヤル（☎0297 - 44 - 6677）にキャンセルの連絡をし、別日に予約を取り直すなどの対応をお願いします。
- 申告会場内の定期的な換気、相談後の窓口の消毒を実施します。